

空き地の適正な管理について

自分が住んでいた土地、家族が住んでいた土地の管理は大丈夫ですか？

ご近所に迷惑をかけていませんか？

空き地の所有者、占有者または管理者は土地を適正に管理しましょう。

適正に管理されていないと…

害虫の被害

草や土など、放置しておくとなんとなく間に害虫の住処になり、また花粉アレルギーなどの発生の原因になることもあります。

火災の発生

枯れ草などそのまま放置しておく、火災の原因になり、火が広がりやすくなります。

不法投棄の発生

人目のつかないところに、不法投棄される傾向があり、枯れ草や雑草で周囲から見えにくくと、不法投棄される可能性が高くなります。さらにそのままにしておくと同じ場所に繰り返し不法投棄されることがあります。

**！！これらの被害は生活環境に悪影響を及ぼし、
近隣の方にご迷惑をかける恐れがあります！！**

また上記以外でも、空き地を適正管理していないと、さまざまな被害が発生することがあります。被害が発生する前に、空き地の管理者、占有者または所有者は草刈り等の適正な管理をお願いいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第五条

土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、または管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。